公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例

［平成１１年６月２１日
条例第３号］

改正　平成１２年１月２８日　条例第１号
平成１４年４月１５日　条例第１号
平成１７年３月２９日　条例第２号
平成１９年４月　１日　条例第２号
平成１９年８月３０日　条例第３号
平成２３年５月１３日　条例第１号
平成２４年３月　１日　条例第１号
平成３０年３月２７日　条例第１号
平成３０年１０月１日　条例第３号

（病院事業の設置）

第１条　地域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

２　病院の名称および位置は、次のとおりとする。

名　称　　公立丹南病院

位　置　　鯖江市三六町１丁目２番３１号

（経営の基本）

第２条　病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

２　高齢者に対する保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するため、介護保険法（平成９年法律第１２３号）に定める事業を行う。

３　診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。

内科、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科

４　前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要と認めるときは、診療科目を別に定めることができる。

５　病床数は、次のとおりとする。

（１）　一般病床　　１７５床

（２）　感染症病床　　４床

（重要な資産の取得および処分）

第３条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第３３条第２

項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得および処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が１件5,000平方メートル以上のものに限る。）または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第４条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第８項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任に免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第５条　病院事業の業務に関し、法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附または贈与の受領で、その金額またはその目的物の価格が100万円以上のものおよび法律上組合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が100万円以上のものとする。

（業務状況説明書書類の作成）

第６条　管理者は、病院事業に関し、法第４０条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに作成しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては、前事業年度の決算状況を、５月３１日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

（１）事業の概要

（２）経理の状況

（３）前２号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

３　天災その他やむを得ない事故により、第１項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（会計事務の処理）

第７条　法第３４条の２ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものについての権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（１）公金の収納または支払に関する事務

（２）公金の保管に関する事務

（指定管理者の管理）

第８条　病院の管理は、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって、管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第９条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）病院ならびに通所リハビリテーション、通所介護、訪問看護ステーションおよび居宅介護支援事業所（以下「病院等」という。）の運営に関すること。

（２）病院等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。

（３）病院等における診療および検診ならびに第１２条第１項第３号に規定する居宅サービスおよび在宅介護支援に関すること。

（４）病院等の施設および設備の維持管理に関すること。

（５）その他管理者が必要と認める管理業務に関すること。

（指定管理者の指定）

第１０条　指定管理者の指定を受けようとするものは、管理者が定める申請書に事業計画書その他管理者が定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項に規定により提出された書類その他必要な事項を調査し、その経営状況、実績等を勘案して病院の管理を行わせるのに最も適当な候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

（受付時間、診療時間および休診日）

第１１条　外来患者の受付時間、診療時間および休診日は、次のとおりとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

（１）受付時間は、指定管理者があらかじめ管理者の承認を得て、これを定める。

（２）診療時間は、時宜により病院管理者（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１０条第１項に規定する者をいう。）がこれを定める。

（３）休診日は、日曜日、土曜日（午前８時３０分から午後０時３０分までの時間を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日および１２月２９日から翌年の１月３日までとする。ただし、指定管理者が必要と認め

るときは、あらかじめ管理者の承認を得て、これを変更することができる。

（利用料金）

第１２条　利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

（１）健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額

（２）健康保険法第８５条第２項および高齢者の医療の確保に関する法律第７４条第２項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

（３）介護保険法第４１条第４項および同法第５３条第２項の規定により厚生労働大臣が定める居宅サービスに要する費用の算定に関する基準により算定した費用の額ならびに介護保険法第４６条第２項および同法第５８条第２項の規定により厚生労働大臣が定める居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準により算定した額

（４）労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第１３条第２項の規定により療養の給付を受けるものについては、労災療養費算定基準（昭和５１年基発第７２号）により算定した額

（５）自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）の適用のある療養に要する費用は、第１号に定める療養の給付に要する費用の額の算定方法による医科診療報酬点数に１点当たりの単価１５円を乗じて得た額ならびに第２号に定める入院時食事療養に要する費用に額の算定に関する基準により算定した額

（６）前各号に規定する以外の利用料金は、別表で定める額の範囲内で管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

２　前項において、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する消費税および地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税が課される部分があるときは、前項に定める額の合計額に次の各号の額を加えた額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

（１）前項の額に消費税法第２９条に規定する税率を乗じて得た額

（２）前号により得た額に地方税法第７２条の８３に規定する税率を乗じて得た額

（利用料金の納期限）

第１３条　利用料金は、次項に定める場合を除き、利用した際、その都度指定管理者に納付しなければならない。

２　入院に係る利用料金については、毎月の末日分までを、退院する場合の利用料金につ

いては、退院する日分までを、介護保険法の規定に基づく居宅サービスもしくは在宅介護支援に係る利用料金については、毎月の末日分までを、それぞれ指定管理者が指定する期日までに指定管理者に納付しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を前納させ、後納させ、または分納させることができる。

（利用料金の収入）

第１４条　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第１５条　指定管理者は、貧困、災害または公益上の理由により必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、利用料金の一部または全部を減免することができる。

（利用の制限）

第１６条　指定管理者は、病院等を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を拒み、または当該利用者に退院を命じることができる。

（１）病院等の秩序を乱し、もしくは他の利用者に迷惑を及ぼし、またはこれらのおそれがあると認めるとき。

（２）病院等の施設または附属施設を損傷し、または滅失するおそれがあると認めるとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、病院等の管理上支障があると認めるとき。

（指定管理者が行う個人情報等の取扱い）

第１７条　指定管理者は、指定管理者が業務上作成し、または取得した個人情報であって、指定管理者が組織的に利用するものとして、指定管理者が保有している個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　病院等の業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則（平成１１年条例第３号）

この条例は、公布の日から起算して１２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附　則（平成１２年条例第１号）

この条例は、平成１２年２月１日から施行する。

附　則（平成１４年条例第１号）

この条例は、平成１４年４月１５日から施行する。

附　則（平成１７年条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　病院の管理に係る最初の指定管理者の指定の手続きについては、改正後の公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第１０条の規定にかかわらず、改正前の公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第８条の規定による管理の委託に係る管理が良好に行われている場合に限り、当該管理を行っているものを最も適当な候補者とすることができる。

（準備行為）

３　前項および新条例第１０条の規定による指定およびこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成１９年条例第２号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年条例第３号）

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２３年条例第１号）

この条例は、平成２３年５月１３日から施行する。

附　則（平成２４年条例第１号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例および公立丹南病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成３０年公立丹南病院組合条例第１号。（以下「改正条例」という。））第１条の規定による改正前の公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）および改正条例第２条の規定による改正前の公立丹南病院使用料および手数料徴収条例（平成１２年公立丹南病院組合条例第２

号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正条例第１条の規定による改正後の設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成３０年条例第３号）

この条例は、平成３０年１０月１日から施行する。

別表（第１２条関係）

区　　分	金額	
1　部屋料		
(1) 個室A	1日につき	6,000円
(2) 個室B	〃	5,000円
(3) 個室C	〃	4,000円
2　死体検案料	1体につき	10,000円
3　文書料		
(1) 診断書		
ア 普通診断書（簡易なもの）	1通につき	2,000円
イ 健康診断書、死亡診断書、身体障害者認定診断書 特定疾患診断書	1通につき	3,000円
ウ 年金関係診断書、生命保険診断書（２枚以内のもの）、 自賠責診断書	1通につき	4,000円
エ 死体検案書	1通につき	3,000円
オ 普通診断書（複雑なもの）	1通につき	4,000円
カ その他の診断書（３枚以上のものまたは特殊なもの）	1通につき	8,000円
(2) 証明書		
ア 医療費支払証明書	1通につき	1,000円
イ 出生証明書、出産証明書、その他の証明書	1通につき	1,500円
ウ 自動車損害賠償保障法等に係る証明書	1通につき	2,500円
4　診察券再交付料	1枚につき	200円
5　フィルムコピー料	1枚につき	1,000円
6　その他	管理者が規則で定める額	